

平成18年度 学び輝く彩の国県民運動 協賛事業

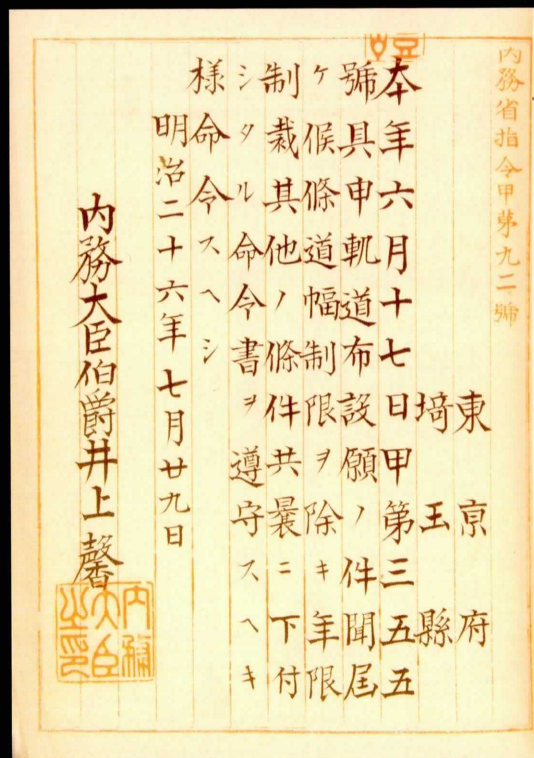
第51回収蔵文書展 一県文化財指定記念一

境内見取図
一 第一
二 第二
三 第三
四 第四



埼玉県行政文書が語る80年 ～明治・大正・昭和～

平成18年10月21日(土)～12月24日(日)



埼玉県立文書館

SAITAMA PREFECTURAL ARCHIVES

開催にあたって

平成18年3月17日、当館で保存している埼玉県行政文書7,971点が、埼玉県指定有形文化財に指定されました。これを記念し、「埼玉県行政文書が語る80年～明治・大正・昭和～」と題した収蔵文書展を開催します。

埼玉県における明治元年から昭和21年までの80年間について、生の行政文書があなたに語りかけます。歴史的事実のもつ重み、本物のもつ迫力を体で味わってください。

県民の皆様が、行政文書を身近に感じられる機会になれば幸いです。

平成18年10月

埼玉県立文書館

■凡例

1. 本書は、第51回収蔵文書展「一県文化財指定記念ー 埼玉県行政文書が語る80年～明治・大正・昭和～」（平成18年10月21日から12月24日）の展示図録です。
2. 会期中展示替えのため、期間により展示されない場合があります。
表紙写真 上：北野天神社絵図(明2382) 下左：秩父暴徒関係書類、秩父暴動始末(明946～950)
下右：千住馬車鉄道認可(明1763)

第1部 行政文書とは

埼玉県行政文書は、行政体としての埼玉県が、事務執行過程において作成し、整理保存してきたものです。

第1部では行政文書とはどういうものか、またどのように保存されてきたのかを紹介します。

(1) 行政文書の仕組み (一件文書)

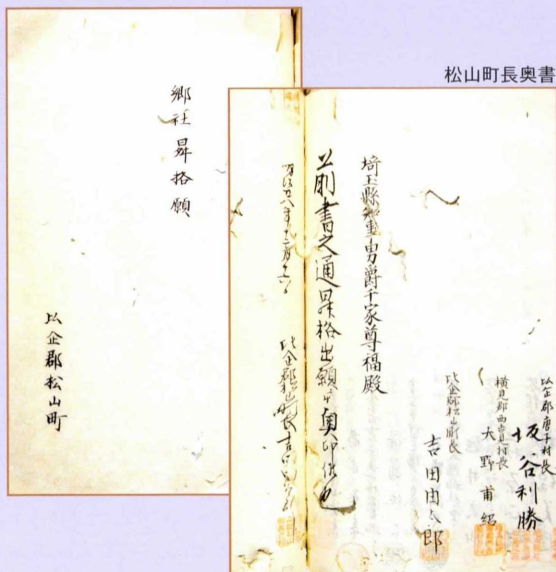
近代における府県は、現代と比較して国の出先機動的要素を強くもっています。それを端的に表している文書が、町村名の改称や銀行の設立、神社の昇格願いなどの許認可の一件文書です。これら重要な案件は、国の許可が必要となり、申請者→町村→郡役所→県→国へと文書が回されました。その結果については逆に国→県→郡役所→町村→申請者へと指令が出されました。

【事例】 比企郡松山町村社^{やきゅう}箭弓神社昇格願ノ件指令 明2355

- ①明治28年12月16日
村社箭弓神社→埼玉県知事
「郷社昇格願」

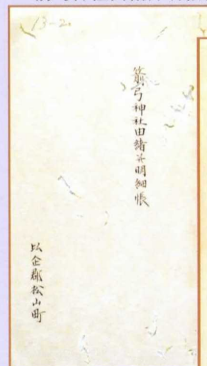


明治4年、政府は社格制度を導入し、全ての神社に官幣社・県社・郷社・村社・無格社という序列がつけられました。その後、各社から昇格願が出されました。この文書はその中の一つです。



〈添付文書〉

箭弓神社由緒并明細帳



永続法社入并支出明細帳



色つきの鳥瞰図も添付されています。



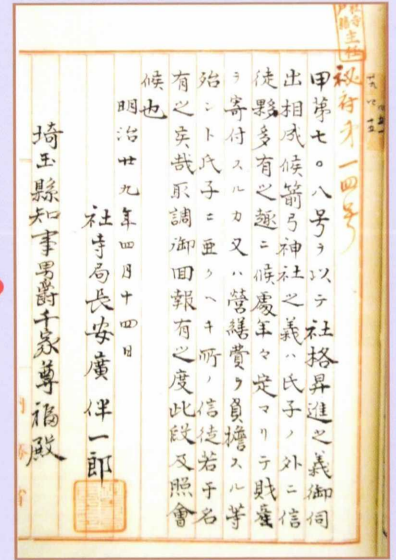
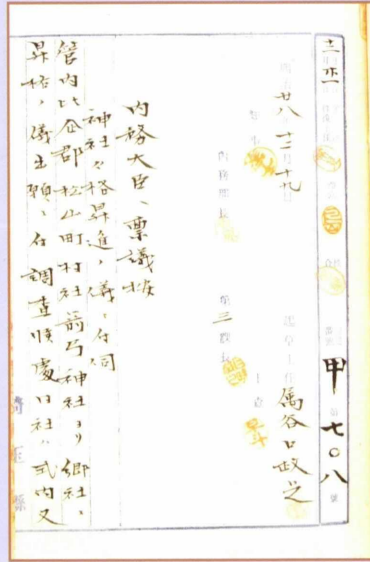
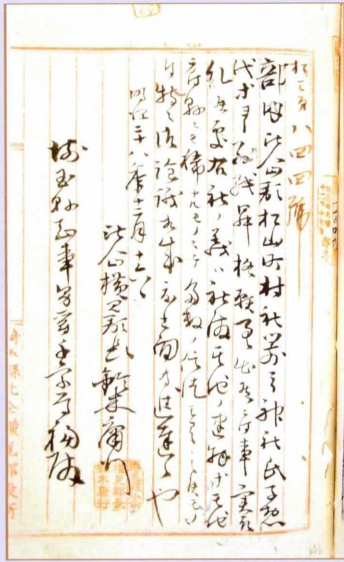
②12月16日
比企郡長→埼玉県知事
[箭弓神社社格昇進達書]

④12月19日起案 21日送達
埼玉県知事→内務大臣
[内務大臣へ稟議按]

⑤明治29年4月14日
内務省→埼玉県知事
[取調回報照会]

③17日 埼玉県收受

⑥4月15日 埼玉県收受



松山町長からの願
を比企郡長が受け、
埼玉県へ昇格願を進
達しました。

比企郡長からの進達を
受けて、埼玉県は内務大
臣へ稟議(承認してもら
うこと)書を提出しました。

提出された書類に
不備があったので、
調査し報告するよ
う求めています。

埼玉県と比企郡役所
との間で、2回文書
のやりとりがありま
した。(文書省略)

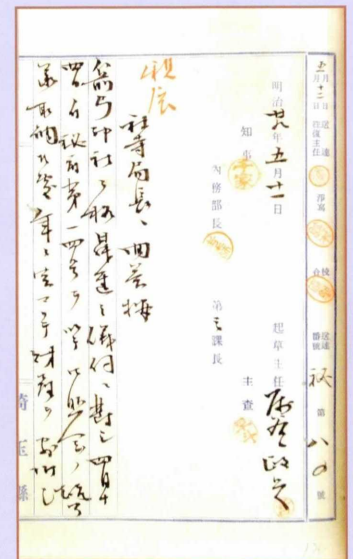
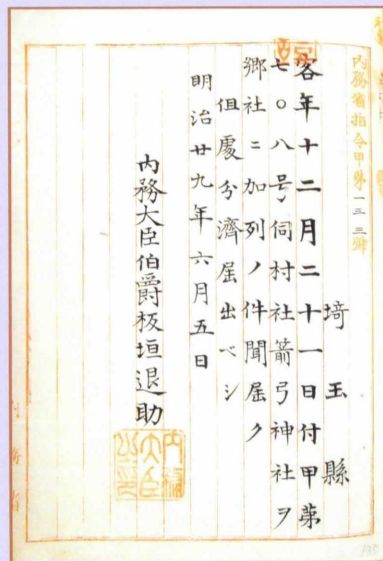
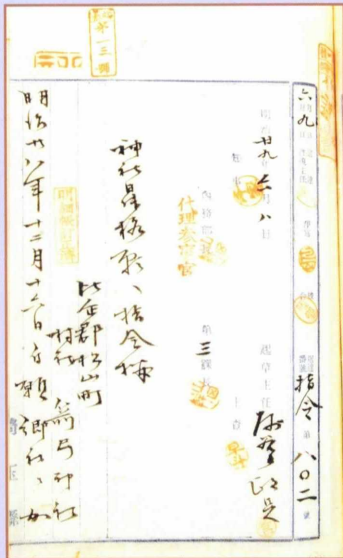


⑩6月8日起案 9日送達
埼玉県知事→箭弓神社
[神社昇格願へ指令按]

⑧6月5日
内務大臣→埼玉県
[内務省指令]

⑦5月11日起案 12日送達
埼玉県知事→内務省
[社寺局長へ回答按]

⑨6月6日 埼玉県收受



昇格願を提出して、
約半年。ようやく郷
社への昇格が認めら
れました。

内務省から昇格
が認められました。
内務大臣板垣退助
の名前が見られます。

県は、郡長から
の回報文書を添付し、
内務省の社寺局長
へ回答しました。

行政文書の 見方

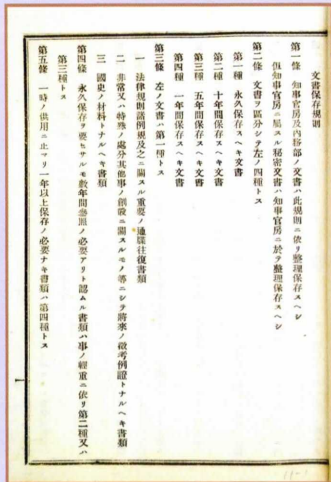
- 一件文書は、原則日付の新しい文書が手前になっているので、後方に綴られている文書から見ると事務執行の過程がわかります。
- 罫紙の左折目部分に役所の名称(埼玉県、内務省、比企郡役所など)が印刷されています。それを見ると、どこからの文書なのかわかります。



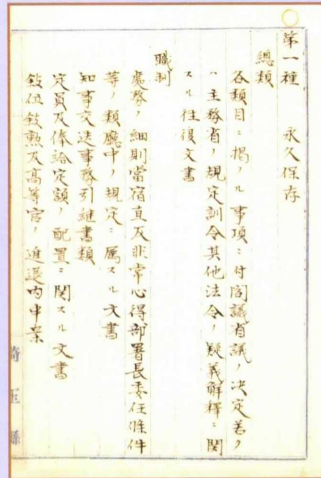
(2) 行政文書の保存（文書保存規則等）

行政文書は、全てが残されてきたわけではありません。文書を保管する場所には限界があり、行政上不要な文書は廃棄されてきたからです。その基準となったのが、明治28年に制定された「文書保存規則」です。これら文書に関する規則を見ていくと、文化財に指定された行政文書7971点がどのように保存されてきたかがわかります。

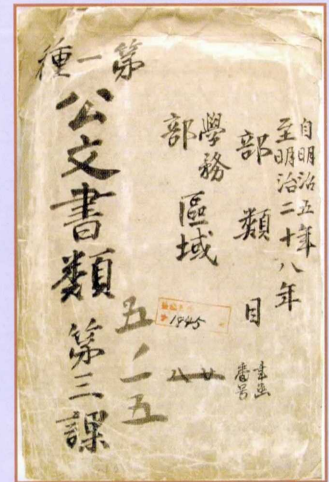
「文書保存規則」
明治28年 明1927



「文書保存期間種別」
明治29年 明1927



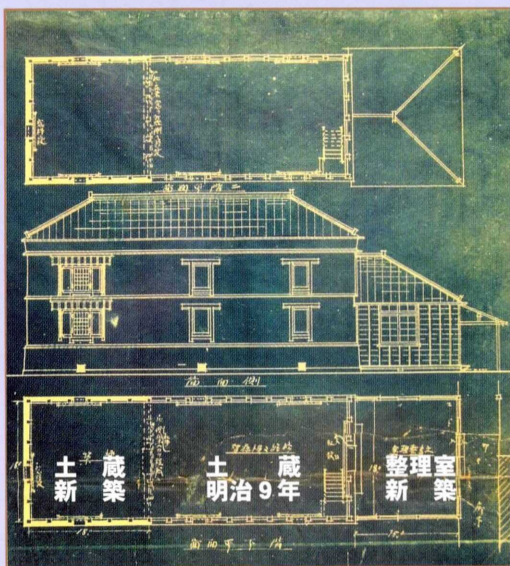
再編された簿冊の例
明治5～28年 明1845



この保存規則をもとに新たな文書の編さんと、開庁以来明治28年までに蓄積された大量の文書の整理が行われました。明治9年に建てられた土蔵（下写真）がすでに飽和状態にあり、不要な文書を廃棄しなければならない状況にあったことが要因としてあげられます。

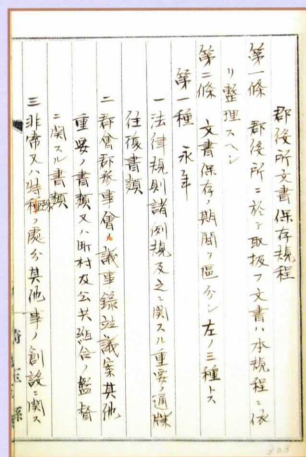
臨時文書整理委員会を設置し、古い文書を一件単位に選別・廃棄して、新たな簿冊として再編しました。明治32年9月26日、文書整理が終了し、約3000冊にまとめられました。

「土蔵増築と文書整理室新築の図面」
大正7年 大922

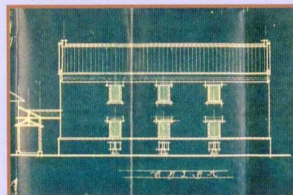


大正7年、県庁の増築工事の一環として、土蔵の増築と修理、整理室の新築が行われました。

「郡役所文書保存規程」
明治36年 明2199



「知事官房倉庫の新築工事」
昭和元年 昭1900



郡役所の文書は、明治36年に制定された規程（写真上）により保存されていました。大正15年7月、県内9か所の郡役所が廃止され、事務の一部が県に移り、第1種文書と保存期限満了以前の第2種文書が県庁に引き継がれました。そのため、昭和元年12月、知事官房の倉庫（写真下）が新築され、郡役所文書が搬入されました。しかし、昭和19年3月、「決戦非常措置要綱」に基づき、郡役所からの引継ぎ文書は全て廃棄・供出されてしまいました。



行政文書の危機

- 昭和23年10月25日、埼玉県庁に火災が生じ庁舎がほぼ全焼し、現用文書も焼失しました。しかし、土蔵と官房倉庫は無事残り、明治以来の第1種文書は焼失を免れました。
- 昭和38年頃、書庫が手狭になったため、戦前期の簿冊が廃棄されそうになりました。しかし、行政文書は県議会史編さんの基本資料でもあったので、県議会図書室に一時保管されることになりました。その後、文書館ができ、文書学事課から文書館へ管理委任され、現在に至っています。

第2部

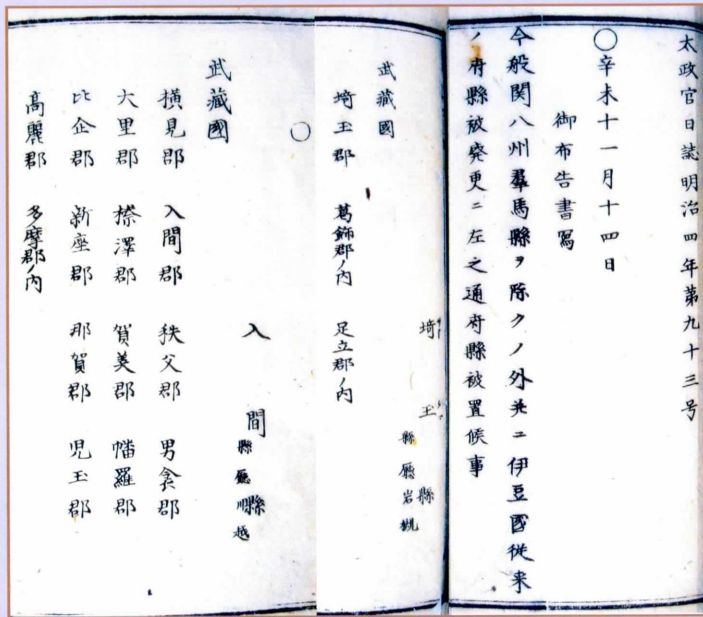
行政文書が語る80年

行政文書は、私たち県民の歴史を刻んだ貴重な歴史的、文化的な財産です。

第2部では、これらの行政文書を県政、地域、教育・文化、産業、土木の5つに分け、埼玉県の歴史を語る代表的な文書を紹介します。

(1) 県政の文書

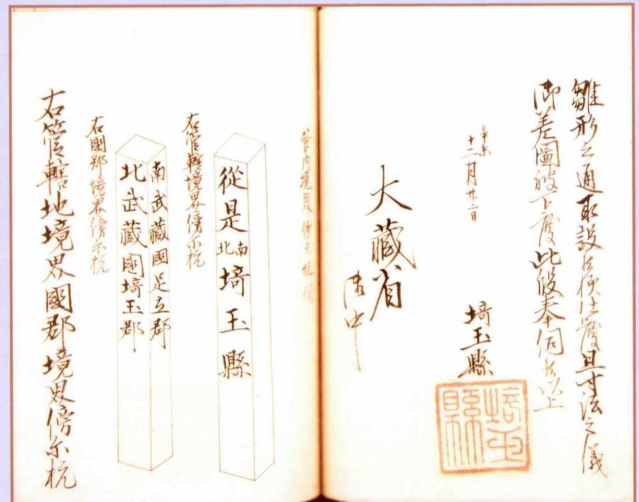
明治から戦前までの埼玉県全体に関する出来事やおもな事件について紹介します。



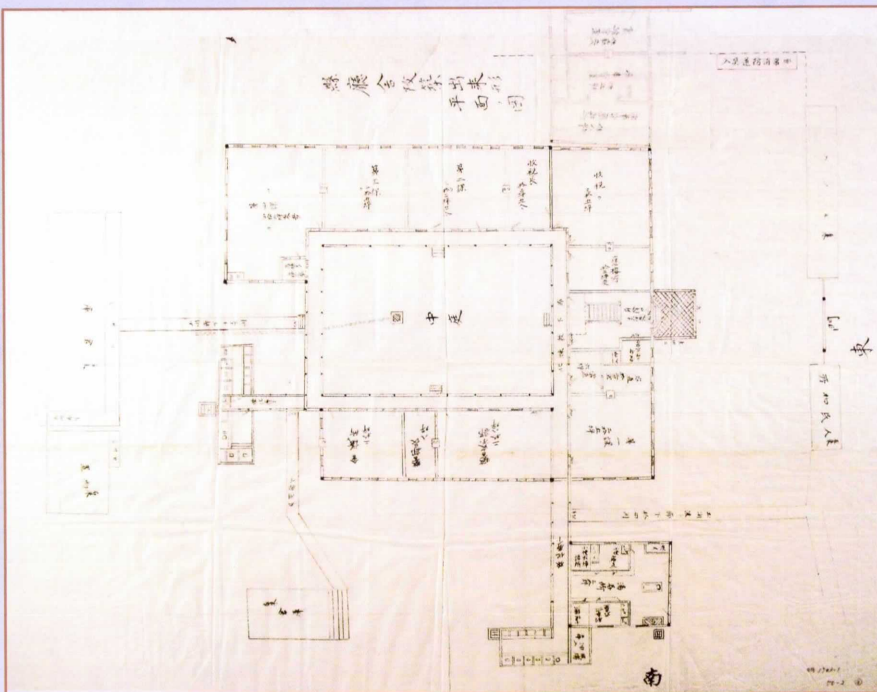
埼玉県及び入間県の設置布告

辛未（明治4年）11月14日という日付があります。これが県民の日の由来です。「埼玉」に「サイタマ」とルビが振られています。「県庁岩槻」となっていますが、仮庁舎が置かれた浦和がそのまま県庁となりました。

明治4年 明26の2



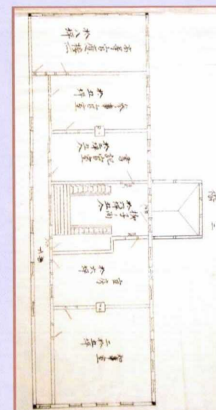
管内境界傍示杭の設置
右下に埼玉県の印が見られます。
明治4年 明156



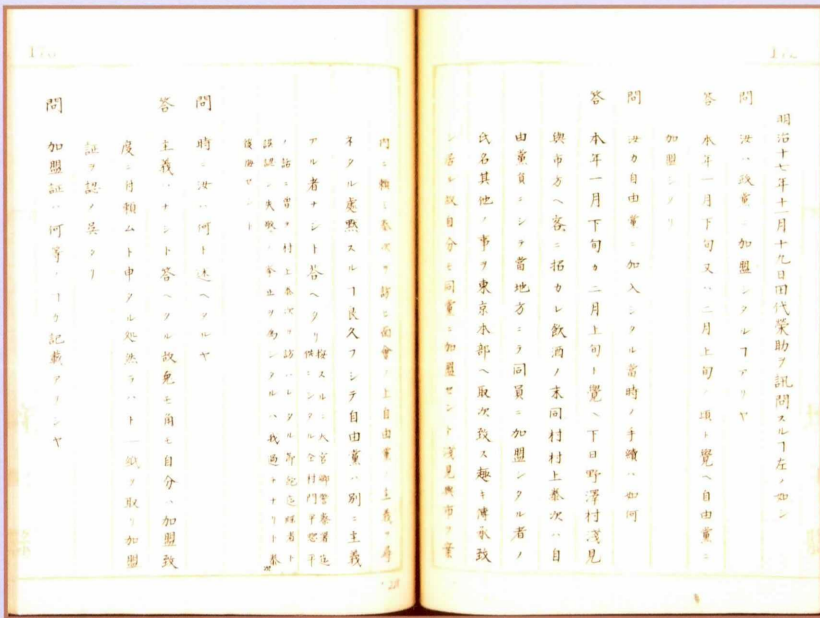
県庁舎改築の平面図

明治24年に県庁舎が全面改築されたときの図面です。庁舎の中に中庭があり、東側に門があるなど、現在の県庁舎と似ています。二階に知事室がありました。

明治24年 明1703



県庁舎二階部分



秩父暴動始末
 明治17年、自由民権運動の影響を受けた秩父事件が起こりました。これは秩父事件の中心である困民党の総裁、田代栄助の訊問調書の一部です。一問一答形式になっています。
 明治17年 明949

発第十九號

埼玉縣北埼玉郡縣會議員選舉結果報告

一、當選人ノ氏名及得票數

得票數	住居	身分	當選人氏名	生年月日
四八二三	埼玉縣北埼玉郡北埼玉町大字馬内ヶ谷六番地	農業	鎌田和一	明治廿貳年八月廿日
四六五二	埼玉縣北埼玉郡北埼玉町大字馬内ヶ谷六番地	農業	齋藤重雄	明治廿貳年八月廿日
四四〇三	埼玉縣北埼玉郡北埼玉町大字馬内ヶ谷六番地	農業	高澤俊徳	明治廿貳年八月廿日
三七〇八	埼玉縣北埼玉郡北埼玉町大字馬内ヶ谷六番地	農業	神田壽三郎	明治廿貳年八月廿日

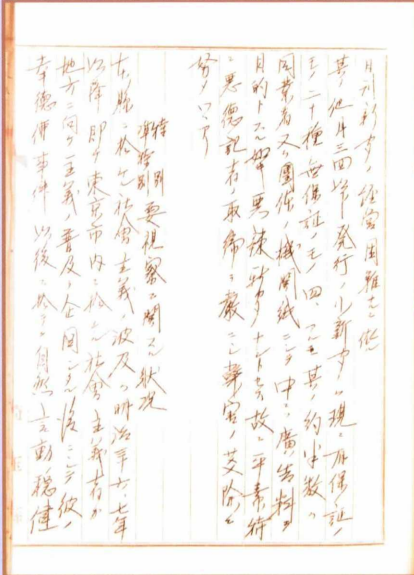
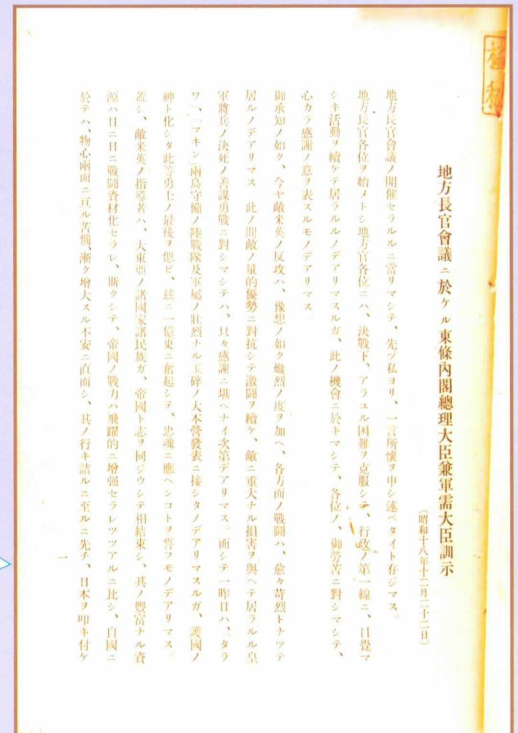
二、有效投票ノ總數 二六、七七。

三、其ノ他ノ事項

北埼玉郡縣會議員選舉會選舉錄及北埼玉郡各町村縣會議員



普選第1回県議会選挙結果報告
 大正14年普通選挙法が制定され、25歳以上の男子に選挙権が与えられました。埼玉県では普選による第1回県議員選挙が昭和3年に行われました。右下の写真は当時の投票用紙です。
 昭和3年 昭5717

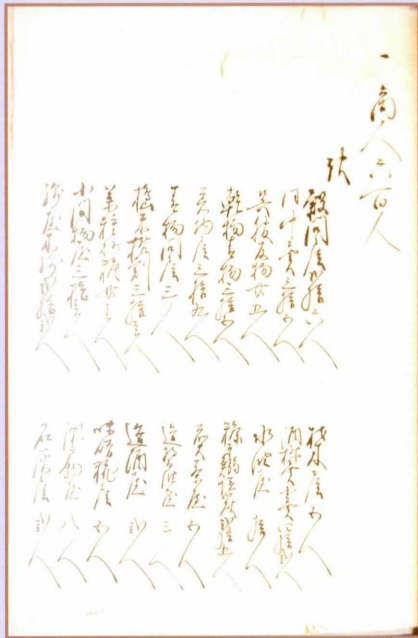


知事更迭引継書
 知事更迭引継書は、知事の更迭(交替)の際に、県政全般にわたる状況や課題等を各部課ごとにまとめたものを新しい知事に引継いだものです。知事更迭引継書には、文書館にあまり保存されていない警察関係の書類もあり、高等警察の部では、出版社や社会主義者などの偵察状況について報告しています。
 知事更迭引継書は『埼玉県史料叢書』として刊行されています。
 大正8年 大971

東條内閣總理大臣訓示
 地方長官(知事)会議の開催にあたって行われた訓示です。今回の地方長官会議は航空戦力の増強問題を中心として召集されたことや戦局に対する個々の心構えについて書かれています。右上に「極秘」という印が押されています。
 昭和18年 昭4312

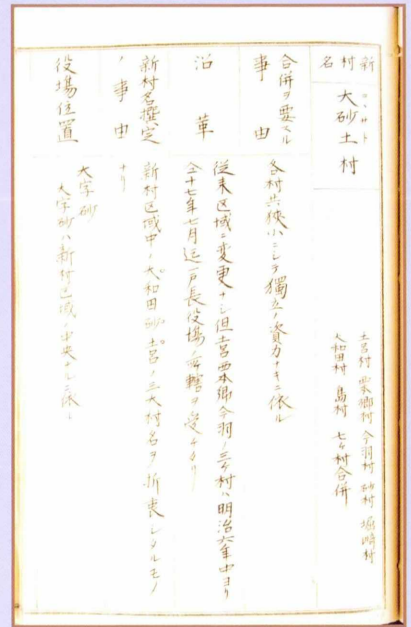
(2) 地域の文書

戦前の町村合併は、大きく分けると明治と戦時下の2回行われました。これら合併に関する文書から地域の様子を紹介します。

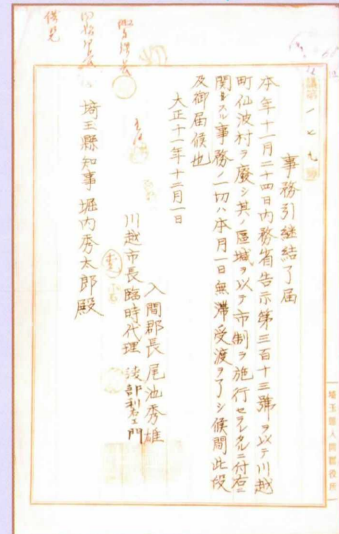
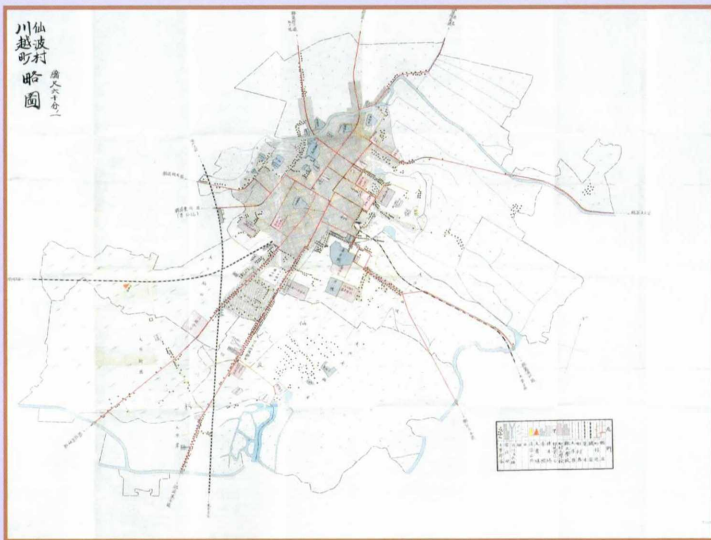


武州入間郡川越町諸色明細帳
川越藩から入間県への引継書類です。「商人六百名」とあるなど、川越町の概要がまとまっています。
慶応3年 明19

大砂土村（現さいたま市）の誕生
明治の大合併は明治21～22年に行われ、1908町村から409町村になりました。大砂土村は7つの村が合併しました。新村名はその中の大和田村、砂村、土呂村から一文字ずつとり、「オオサト」と名付けました。
明治21～22年 明656



川越市市制施行
川越町と仙波村が合併し、埼玉県初の市が誕生しました。
大正11年 大1285



膝折村（現朝霞市）の市街地
膝折村を朝霞町に合併するときの文書に添付された写真です。写真の註には「市街地の一部」と書かれています。
昭和7年 昭2541



野上町（現長瀬町）のみやげ物店
野上町が大字藤谷淵を大字長瀬に改称するときの文書に添付された写真で、長瀬のみやげ物店が見えます。
昭和15年 昭3879

(3) 教育・文化の文書

近代の小・中学校の設立についての許認可文書、神社・寺院の許認可文書などから、教育や文化について紹介します。

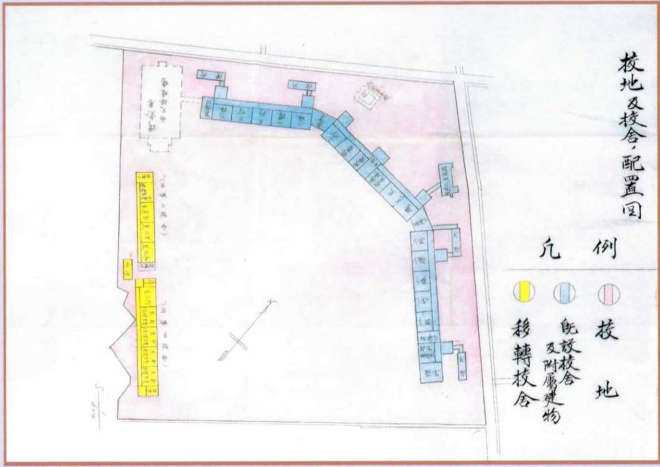
一 下等小学五級以上ハ書取ノ時間ヲ以テ作文ノ時間トス	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
一 表 業 習	九時	九時	九時	九時	九時	九時	九時
一 表 業 習	十時	十時	十時	十時	十時	十時	十時
一 表 業 習	十一時	十一時	十一時	十一時	十一時	十一時	十一時
一 表 業 習	十二時	十二時	十二時	十二時	十二時	十二時	十二時
一 表 業 習	十三時	十三時	十三時	十三時	十三時	十三時	十三時
一 表 業 習	十四時	十四時	十四時	十四時	十四時	十四時	十四時
一 表 業 習	十五時	十五時	十五時	十五時	十五時	十五時	十五時
一 表 業 習	十六時	十六時	十六時	十六時	十六時	十六時	十六時
一 表 業 習	十七時	十七時	十七時	十七時	十七時	十七時	十七時
一 表 業 習	十八時	十八時	十八時	十八時	十八時	十八時	十八時
一 表 業 習	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時
一 表 業 習	二十時	二十時	二十時	二十時	二十時	二十時	二十時
一 表 業 習	二十一時	二十一時	二十一時	二十一時	二十一時	二十一時	二十一時
一 表 業 習	二十二時	二十二時	二十二時	二十二時	二十二時	二十二時	二十二時
一 表 業 習	二十三日	二十三日	二十三日	二十三日	二十三日	二十三日	二十三日
一 表 業 習	二十四日	二十四日	二十四日	二十四日	二十四日	二十四日	二十四日
一 表 業 習	二十五日	二十五日	二十五日	二十五日	二十五日	二十五日	二十五日
一 表 業 習	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日
一 表 業 習	二十七日	二十七日	二十七日	二十七日	二十七日	二十七日	二十七日
一 表 業 習	二十八日	二十八日	二十八日	二十八日	二十八日	二十八日	二十八日
一 表 業 習	二十九年	二十九年	二十九年	二十九年	二十九年	二十九年	二十九年
一 表 業 習	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年
一 表 業 習	三十一年	三十一年	三十一年	三十一年	三十一年	三十一年	三十一年
一 表 業 習	三十二年	三十二年	三十二年	三十二年	三十二年	三十二年	三十二年
一 表 業 習	三十三年	三十三年	三十三年	三十三年	三十三年	三十三年	三十三年
一 表 業 習	三十四年	三十四年	三十四年	三十四年	三十四年	三十四年	三十四年
一 表 業 習	三十五年	三十五年	三十五年	三十五年	三十五年	三十五年	三十五年
一 表 業 習	三十六年	三十六年	三十六年	三十六年	三十六年	三十六年	三十六年
一 表 業 習	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年
一 表 業 習	三十八年	三十八年	三十八年	三十八年	三十八年	三十八年	三十八年
一 表 業 習	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年	三十九年
一 表 業 習	四十年	四十年	四十年	四十年	四十年	四十年	四十年
一 表 業 習	四十一年	四十一年	四十一年	四十一年	四十一年	四十一年	四十一年
一 表 業 習	四十二年	四十二年	四十二年	四十二年	四十二年	四十二年	四十二年
一 表 業 習	四十三年	四十三年	四十三年	四十三年	四十三年	四十三年	四十三年
一 表 業 習	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年
一 表 業 習	四十五年	四十五年	四十五年	四十五年	四十五年	四十五年	四十五年
一 表 業 習	四十六年	四十六年	四十六年	四十六年	四十六年	四十六年	四十六年
一 表 業 習	四十七年	四十七年	四十七年	四十七年	四十七年	四十七年	四十七年
一 表 業 習	四十八年	四十八年	四十八年	四十八年	四十八年	四十八年	四十八年
一 表 業 習	四十九年	四十九年	四十九年	四十九年	四十九年	四十九年	四十九年
一 表 業 習	五十年	五十年	五十年	五十年	五十年	五十年	五十年
一 表 業 習	五十一年	五十一年	五十一年	五十一年	五十一年	五十一年	五十一年
一 表 業 習	五十二年	五十二年	五十二年	五十二年	五十二年	五十二年	五十二年
一 表 業 習	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年
一 表 業 習	五十四年	五十四年	五十四年	五十四年	五十四年	五十四年	五十四年
一 表 業 習	五十五年	五十五年	五十五年	五十五年	五十五年	五十五年	五十五年
一 表 業 習	五十六年	五十六年	五十六年	五十六年	五十六年	五十六年	五十六年
一 表 業 習	五十七年	五十七年	五十七年	五十七年	五十七年	五十七年	五十七年
一 表 業 習	五十八年	五十八年	五十八年	五十八年	五十八年	五十八年	五十八年
一 表 業 習	五十九年	五十九年	五十九年	五十九年	五十九年	五十九年	五十九年
一 表 業 習	六十年	六十年	六十年	六十年	六十年	六十年	六十年
一 表 業 習	六十年	六十年	六十年	六十年	六十年	六十年	六十年

小学校教則の改正
 明治時代の時間割例が書かれており、どんな教科があったのかがわかります。
 明治9年 明1843

県立尋常中学校の開校
 明治29年、第一尋常中学校(現浦和高校)、第二尋常中学校(現熊谷高校)が開校しました。その後、明治32年に第三尋常中学校(現川越高校)、第四尋常中学校(現春日部高校)が開校しました。このほかに私立不動岡尋常中学校(現不動岡高校)がありました。
 明治31年 明3237

一 第一第二尋常中学校：就テハ各歳十一月三十年度概算調査ノ際調査シテ方針ニ依リテ進行スル事
 但本年三月学年変更ニ伴ヒ生徒ノ募集教室ノ増築等ハ自然変更ヲ要ス
 一 第三第四尋常中学校：就テハ校舍ノ建築生徒ノ入費ノ各歳十月豫算調査ノ際調査シテ方針ニ依リテ進行スル事
 臣ノ許可ヲ得テ之ニ付此方針ニ依リテ進行セバ他日概算見テ
 実科中学ニ変更スル方針ヲ採事但本年学年変更ニ伴フ変更ハ前項ニ依リ
 一 私立不動岡尋常中学校：持テ未実業界校ニ変更セシムル事

川口市立第一尋常小学校の校舎改築
 昭和十三年十二月二十日 川口市長 高石 幸三郎
 埼玉県知事 土 岐 謙次 郎殿
 小學校ノ敷地及位置指定ノ内付内申
 本府ハ最近工費騰貴シ修繕費亦増加シ現在ノ設備ヲ以テテハ満足
 改善ノ爲ニテ大規模ノ改築第一小學校ハ中心ニ改築ノ事重要ニ急務
 ナリトシテ之ニ付之就テハ校舍位置指定ノ目的ヲ以テ校舎敷地ノ外敷
 地ノ原ノ地味指定位置指定等特別ノ修繕費ヲ以テ右敷地指定位置指定
 修繕費指定ニ此後及内申候旨



川口市立第一尋常小学校の校舎改築
 校舎の校数及び位置を変更する際の内申書(左)と、添付された校地及び校舎の配置図(右)です。
 昭和14年 昭3839



長昌山龍穩寺絵図
 龍穩寺(現 越生町)が寺院保存資金を受けるときに添付された絵図です。
 明治23年 明663



北野天神社絵図
 北野天神社(現 所沢市)の県社昇格願に添付された境内見取図です。
 明治34年 明2382

(4) 産業の文書

蚕糸業、茶業、銀行など、埼玉県内で明治期以降、盛んになった産業を紹介します。

General Japanese and American Agency.

Sir:

Having established our New Agency in this country. I shall be happy to receive orders for all kinds of Japanese Goods—Teas, Silks, Porcelain, Lacquer Wares, Fancy Goods, &c.; and to introduce to Japan general American Manufactures—Machinery, New Inventions, &c. Having experienced native agents all over the interior and open ports of Japan, the orders can be filled at reasonable rates, and secure rare, good and genuine articles.

Our agents there will be pleased to introduce to our people new and useful American manufactures. Europeans and Americans who have gone to Japan with the idea of introducing their goods have proved unsuccessful, owing to their ignorance of our customs and interior life, even our language. Our agents would have no difficulty on that point.

There are constant demands in both countries for all kinds of merchandise, and any thing that might be suggested as adaptable or wanted, I shall always be pleased to be informed, and shall correspond directly to our agents in Japan.

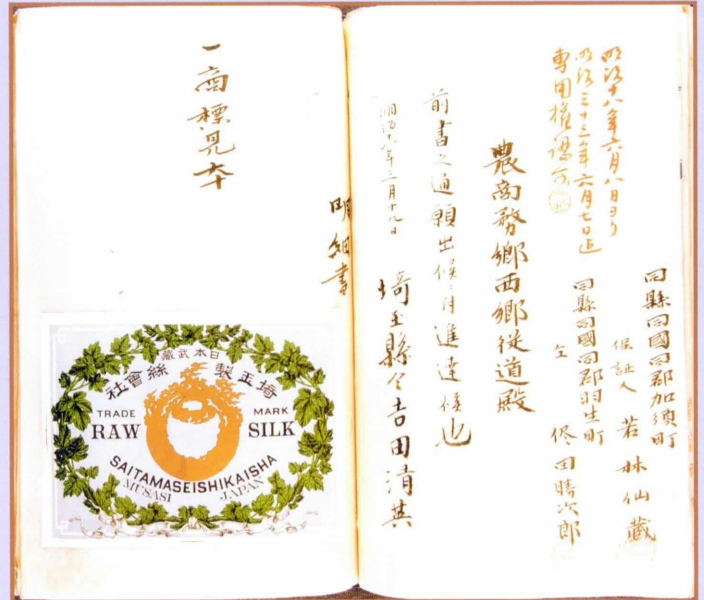
Yours, respectfully,

MOMOTARO SATO,
General Agent,
NEW-YORK

118 Duane Street

狭山製茶輸出に関する英文広告

お茶は明治期における主要な輸出品でした。これは、佐藤百太郎がニューヨークに開設した会社の広告です。 明治8年 明1503



埼玉製糸会社の商標登録

蚕糸業も明治期の県主要輸出産業でした。製糸会社の商標には英語が使われています。 明治18年 明1513

武州銀行の開業

埼玉県有力銀行の一つで、昭和18年に三行（第八十五銀行、忍商業銀行、飯能銀行）と合併し埼玉銀行となります。 大正8年 大1058

小作慣行調査書

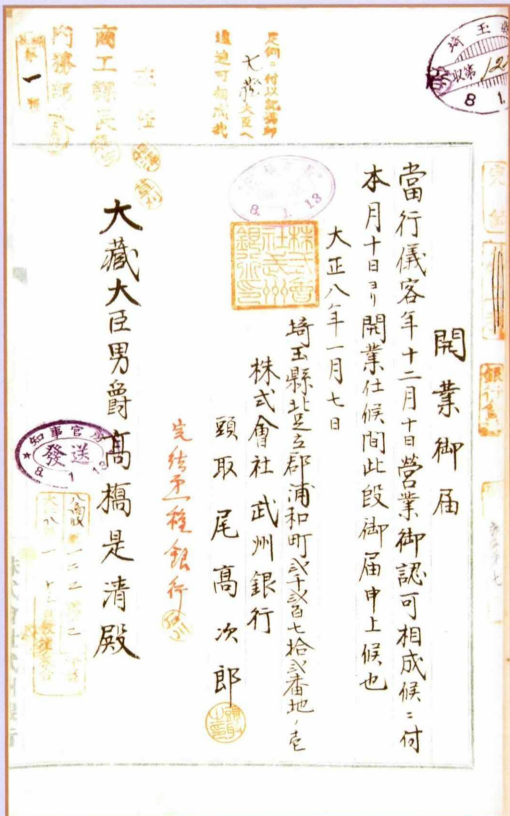
農商務省が行った全国的な調査です。大正10年の調査は、小作争議が社会問題になったことを反映し、小作契約や小作料について詳しく調査されています。これは大沢町(現 越谷市)の調査書です。 大正11年 大1377

二毛作田ノシ (特例)

種別	毛作田		種別	小作料	二毛作田ノシ (特例)
	低	高			
米	八〇〇	一、一〇〇	米	契約最高五割平均五割	小作料ノシ
麦	一、一〇〇	一、一〇〇	麦	平均五割	小作料ノシ
大豆	一、一〇〇	一、一〇〇	大豆	平均五割	小作料ノシ
雑穀	一、一〇〇	一、一〇〇	雑穀	平均五割	小作料ノシ
その他	一、一〇〇	一、一〇〇	その他	平均五割	小作料ノシ
下	一、一〇〇	一、一〇〇	上	平均五割	小作料ノシ
中	一、一〇〇	一、一〇〇	中	平均五割	小作料ノシ
上	一、一〇〇	一、一〇〇	下	平均五割	小作料ノシ

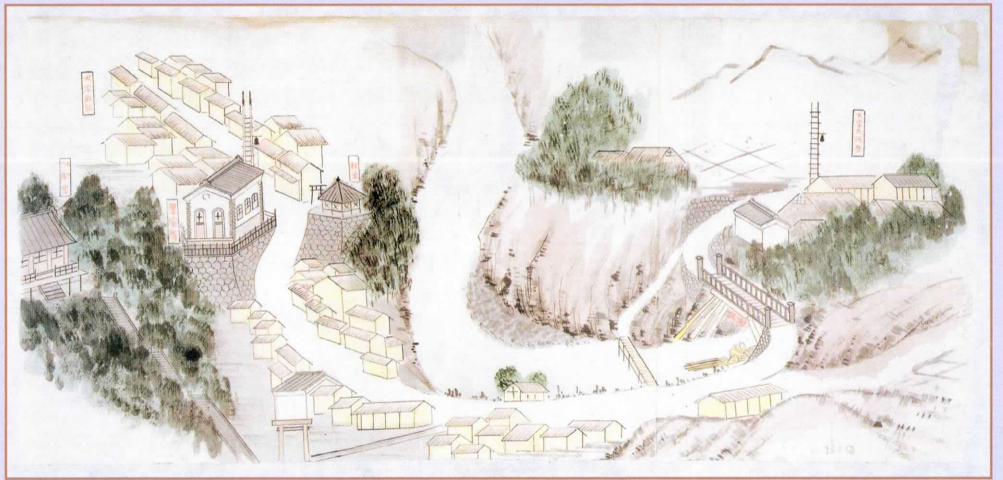
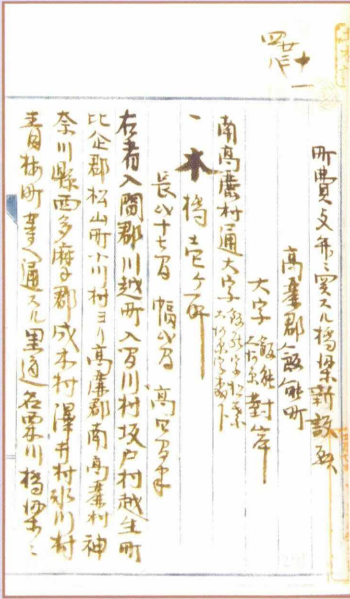
二毛作田ノシ (特例)ノシ

二毛作田ノシ (特例)ノシ



(5) 土木の文書

河川、道路、鉄道や都市計画などの土木関係文書から、地域の整備状況を紹介します。



岩根橋付近の景況図

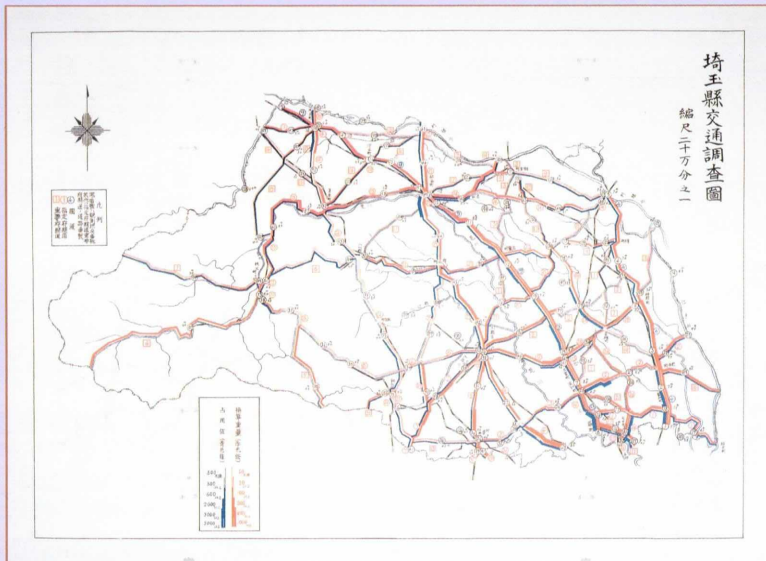
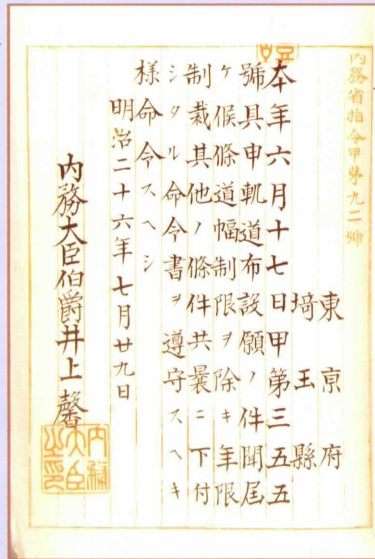
飯能町長より出された岩根橋新設願に添付された絵図です。橋の下を通過する筏流しが描かれています。

明治23年 明1720

千住馬車鉄道の車台図

馬車鉄道とは、道路上に敷設されてレールの上を馬車が台車を牽引する交通手段です。

明治23年 明1763



埼玉県交通調査図

蕨町の都市計画文書に添付された交通情勢概表付図です。調査した数量を線の太さで表現しています。

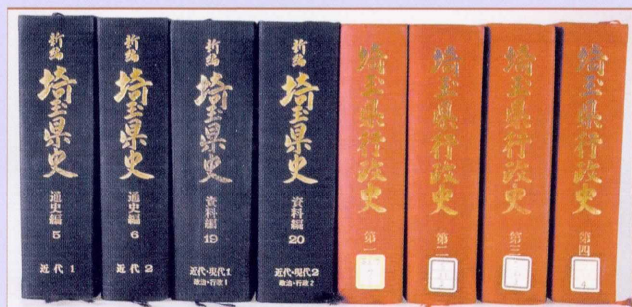
昭和8年 昭5826

第3部 行政文書の活用

行政文書は、大切に保管されているだけでなく、様々な分野で活用されています。第3部では、行政文書の重要な活用方法である編さん事業について紹介します。

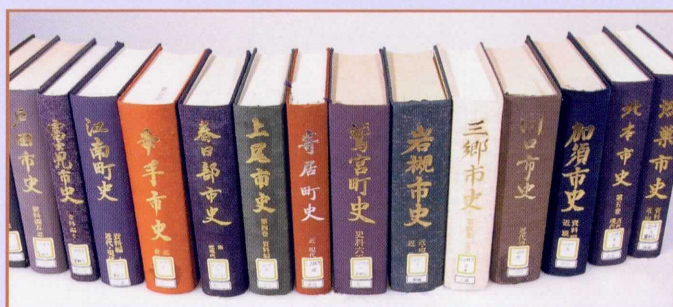
(1) 県や市町村の自治体史

『新編埼玉県史』は、県の歴史的発展を学問的に明らかにするという方針のもと編さんされました。資料編・通史編など38冊からなり、行政文書は近代以降の資料・通史編に活用されています。『埼玉県行政史』は、「それぞれの時代変化に行政がどのように対応したか」を視点に新しい制度、施策、事業の展開を中心に、全国で初めて行政の足跡をまとめました。その他、県内の各市町村史の編さんには基本的資料として活用されています。



『新編埼玉県史』

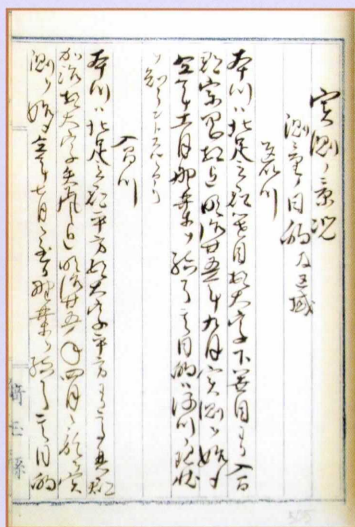
『埼玉県行政史』



『各市町村史』

(2) 埼玉県史料叢書

『埼玉県史料叢書』は、本県に関する明治初期から昭和前期にかけての県政史料と『新編埼玉県史』刊行後に発見確認された重要な史料を翻刻・刊行するものです。県政資料編・新出重要史料編の20冊からなり、行政文書はおもに県政資料編に活用されています。



実測の景況

明治20年代の河川調のうち、26年の荒川流域実測景況等調査について国へ報告するための回答文書です。
明治26年 明1781

左の文書を翻刻したものです。

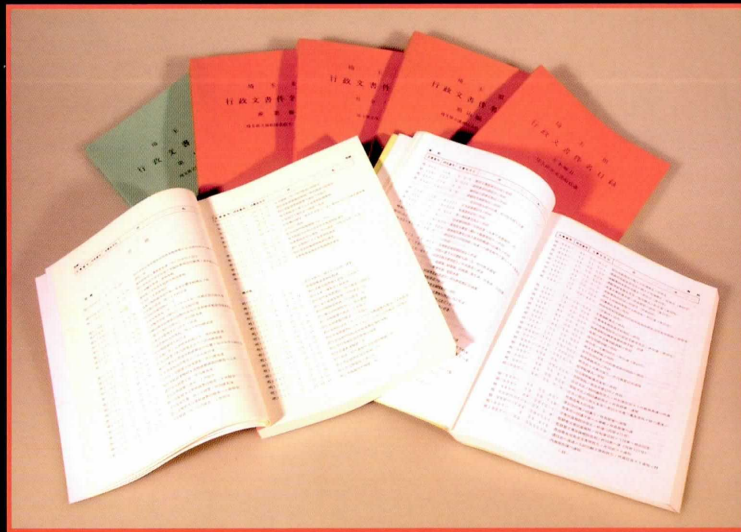
『埼玉県史料叢書8
明治期産業土木史料』
河川調 P620

実測ノ景況
測量ノ目的及区域
荒川
本川ハ北足立郡笹目村大字下笹目ヨリ入間郡宗岡村迄、
明治廿五年九月実測ヲ始メ同年十一月野業ヲ結了、其目
的ハ河川ノ現状ヲ知ラントスルニアリ
入間川
本川ハ北足立郡平方村大字平方ヨリ高麗郡加治村大字矢
風迄、明治廿五年四月ニ於テ実測ヲ始メ同年七月ニ至リ
野業ヲ結了、其目的ハ荒川ニ同シ

主な参考文献

- 『埼玉県行政史 第1巻』 1989 『埼玉県行政史 第2巻』 1990
『新編埼玉県史 通史編5 (近代1)』 1988 『新編埼玉県史 通史編6 (近代2)』 1989
原由美子 「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅰ -埼玉県郡市町村の場合-」 『文書館紀要第2号』 1987
原由美子 「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅱ -埼玉県行政文書の分類基準Ⅰ-」 『文書館紀要第3号』 1989
芳賀明子 「埼玉県における近代県庁文書の編纂と保存 -知事官房文書編纂主任の起案から-」 『文書館紀要第15号』 2002
芳賀明子 「失われた行政文書 -戦中・終戦時における行政文書の廃棄について-」 『文書館紀要第8号』 1995

裏表紙写真：埼玉県行政文書総目録、埼玉県行政文書件名目録



第51回収蔵文書展 ー 県文化財指定記念 ー
 埼玉県行政文書が語る80年
 ～明治・大正・昭和～

発行 平成18年10月
 編集発行 埼玉県立文書館
 〒330-0063
 さいたま市浦和区高砂4-3-18
 電話 048-865-0112
 FAX 048-839-0539

- 開館時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日、国民の祝日・休日
- 交通案内
 JR京浜東北線、高崎線、宇都宮線
 浦和駅西口下車 徒歩12分
 JR埼京線
 中浦和駅下車 徒歩15分

